

▶ About us



渥美坂井法律事務所・外国法共同事業は、国内系法律事務所として初めて、完全に独立した形で外国法共同事業を立ち上げた総合法律事務所です。ロンドン、ニューヨーク及びフランクフルトに拠点を有し、国際業務経験豊富な弁護士等が、欧米から中東・アフリカまで約120か国におよぶ広範な海外ネットワークを活用し、国際案件にも適時に対応可能な体制を整えております。提携グループを中心とした様々な内外のプロフェッショナルと協力し、時代とともに複雑化・国際化するニーズに柔軟に対応してシナジーを発揮し、真のワンストップリーガルソリューションを提供いたします。

金融サービス仲介業における取扱商品の範囲

| Page 1/10 |

2021年8月A&S_014

はじめに

2021年6月2日に、『令和2年金融商品販売法等改正に係る政令・内閣府令案等』に関するパブリックコメントの結果等について（以下、金融庁のパブリックコメント回答部分を「パブコメ」という。なお、パブコメ回答は、法令関係の箇所と監督指針関係の箇所に分かれているが、以下では法令関係の部分を取り上げる。）が公表され、同時に、同政令・内閣府令等が公布された。これにより、同改正により創設された金融サービス仲介業で取り扱うことのできる商品の範囲が明らかとなったので、本ニュースレターでは政令・内閣府令及びパブコメ結果の内容を紹介したい。なお、金融サービス提供法、政令、内閣府令、告示、監督指針は2021年11月1日（月）から施行・適用される。

金融サービス仲介法制の概要

2020年の改正は、金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）の題名を金融サービスの提供に関する法律（「金融サービス提供法」又は「金サ法」という。）に変更し、金融サービス仲介業という新しい金融ライセンスを創設した。

これまで利用者と金融機関との間に介在して金融サービスを取扱うには、銀行法上の銀行代理業者、金融商品取引法上の金融商品仲介業者、保険業法上の保険募集人、貸金業法上の媒介業務を行う貸金業者といった各法律に従って別々のライセンスを取得する必要があった。しかし、金融サービス仲介業は、金サ法に基づき1つの登録で、銀行・証券・保険すべての分野のサービスを仲介可能とするものである。これにより、利用者は、金融サービス仲介業者へアクセスすれば、ワンストップで銀行・証券・保険のサービスの提供を受けることが可能となる。金融サービス仲介業者としては、それぞれの法令に基づく所管課に個別に監督をされないことも含め、ワンストップで登録を行い、維持することができることになる。

金サ法上、金融サービス仲介業とは、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務のいずれかを業として行うことをいうが（金サ法11条1項）、業務分野の追加は変更登録により実施可能である（金サ法16条1項）。また、電子金融サービス仲介業者については、電子決済等代行業の登録を受けなくても、届出を行うことにより電子決済等代行業を実施することが可能である（金サ法18条3項）。

なお、金融サービス仲介業は「媒介」のみを行うことができるが、「代理」行為は認められず（金サ法11条2項から5項）、「媒介」の範囲自体も見直されるわけではない。新仲介業者は、特定の金融機関への所属（いわゆる所属制）を要さず、金融機関とは業務上のパートナーとして連携・協働することが想定されている。

以下では、業務ごとに金融商品の販売等に関する法律施行令等の一部を改正する政令（以下、「政令」という。）・金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（以下、「府令」という。）で明らかとなった業務ごとの取扱商品の範囲を中心に、兼業規制、行為規制、人的体制についてその概要をみていくこととする。

媒介業務ごとの取扱商品・取扱不可商品の範囲

1. 預金等媒介業務

「預金等媒介業務」の対象となる商品として政令・府令で定めるものは【表1】の通りである。

外貨預金等については、引出し、送金又は支払が当該外貨預金等の表示通貨で行うことができるものが対象とされる（府令4条1項）。外貨預金等の販売・勧誘を行う場合には、金サ法31条2項により金融商品取引法（以下、「金商法」という。）の所要の販売・勧誘規制等が準用される。

パブコメ5番によれば、外貨定期預金については、外貨普通預金を通じて引出し、送金又は支払が当該外貨定期預金の表示通貨で行うことができる場合、また、ATM等での当該表示通貨による引出しや、当該表示通貨建ての送金、デビットカード等による当該表示通貨建ての支払のいずれかを行うことができる外貨預金等は、預金等媒介業務の対象となる。なお、通貨の種類、顧客の選択により円建てでの引出し等が可能であること、手数料等が円建てで表示されることは、取扱可否の判断に影響を及ぼさない。一方、被仕向送金による外貨の受入れや他の外貨預金等への振替はできるものの、表示通貨による引出し等ができないものは対象外である。そして、「送金や支払が特定の方法でのみ可能である場合や、特定のクレジットカードを用いた米ドル建て決済が可能である場合」には、「仮に外貨預金等の表示通貨による利用が著しく限定されているような預金等があるのであれば・・・、規定の趣旨や顧客保護の必要性等を踏まえ適切に判断すべき」とされている。

【表1】

金サ法 11条 2項	政令 17条	府令 4条
1号 預金等の受入れを内容とする契約 (対象外あり)の締結の媒介	1項1号 特定預金等は対象外	左記のうち、その引出し、送金又は 支払が当該外貨預金等の表示通貨で 行うことができるものは対象
	1項2号 譲渡性預金は対象外	—
2号 資金の貸付け又は手形の割引を内容 とする契約(対象外あり)の締結の 媒介	2項1号 個人向けの極度方式の貸付け又は手形 の割引は対象外	左記のうち、当座貸越しは対象
	2項2号 前号の契約に基づく資金の貸付け又は 手形の割引に係る契約は対象外	—
3号 為替取引を内容とする契約の締結 の媒介	—	—

2. 貸金業貸付媒介業務

「貸金業貸付媒介業務」の対象となる商品として政令・府令で定めるものは【表2】の通りである。

【表2】

金サ法 11条 5項	政令 20条
2号 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約 (対象外あり)の締結の媒介	2項1号 個人向けの極度方式の貸付け又は手形の割引は対象外
	2項2号 前号の契約に基づく資金の貸付け又は手形の割引に係る契約 は対象外

3. 有価証券等仲介業務

「有価証券等仲介業務」の対象となる商品（または対象外とされる商品）として政令・府令で定めるものは【表3】【表4】の通りである。

【表3】

政令 19 条 1 項 1 号	金サ法 11 条 4 項 1 号の有価証券の売買の媒介において、 以下のイ～リに掲げる有価証券の売買は対象となる。	
イ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国債 ・ 地方債 ・ 特殊債 ・ 社債 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行時の取得勧誘又は売付け勧誘等が多数者向けのものが対象 ・ 償還期限 / 金額に定めがあり、かつ償還時に全部 / 一部が償還されない条件がないこと等の要件を充足するものは対象（注1） ・ 新株予約権付社債券は対象外
ロ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊法人に対する出資証券 ・ 協同組織金融機関に対する優先出資証券 ・ 株式 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引所に上場されているもの / 上場承認されたものが対象 ・ 新株予約権証券は対象外
ハ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資信託、外国投資信託の受益証券 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行時の取得勧誘又は売付け勧誘等が多数者向けのものが対象 ・ 取引所に上場されているもの / 上場承認されたものが対象 ・ 取扱外の有価証券 / デリバティブ取引に係る権利を信託財産とするものは対象外（注2）（注3）
ニ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資証券、外国投資証券 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行時の取得勧誘又は売付け勧誘等が多数者向けのものが対象 ・ 取引所に上場されているもの / 上場承認されたものが対象 ・ 取扱外の有価証券 / デリバティブ取引に係る権利を信託財産とするものは対象外（注2）（注3）
ホ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資法人債、外国投資法人債 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行時の取得勧誘又は売付け勧誘等が多数者向けのものが対象 ・ 償還期限・償還金額に定めがあり、かつ償還時に全部 / 一部が償還されないこと等（注1）
ヘ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受益証券発行信託の受益証券 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引所に上場されているもの / 上場承認されたものが対象 ・ 特定資産を信託財産とするもののうち、取扱外の有価証券 / デリバティブ取引に係る権利を信託財産としするものは対象外（注2）（注3）
ト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国証券・証書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ イ、ロ、ヘに掲げる有価証券の性質を有するものが対象
チ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預託証券・証書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ イ～トに掲げる有価証券に係る権利を表示するもののうち、取引所に上場されているもの / 上場承認されたものが対象
リ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券表示権利 	<ul style="list-style-type: none"> ・ イ～チに掲げる有価証券に係る有価証券表示権利が対象 ・ みなし有価証券は対象外

注1：その他の要件は、①元本償還 / 利息支払が、払込の同一通貨で行われない条件がないこと、②指標変動による期限前償還や利息変動の条件がないこと、③元利金支払に劣後的内容を有する特約がないこと、④金融庁長官が指定する有価証券でないこと。（府令6条1項1号～6号）

注2：信託財産の目的が、①投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、②資産 / 負債に係る価格 / 金利変動のリスクヘッジ目的、③FXの為替変動のリスクヘッジ目的、の場合は対象。（府令6条4項）

注3：デリバティブ取引には、類似取引として、①商品デリバティブ取引、②算定割当量（排出権）取引、③①②のオプション取引、④選択権付債券売買、⑤先物外国為替取引、⑥①～⑤の類似取引、が含まれる。（府令6条1項3号、府令49条2項1号～3号についても参照）

【表 4】

金サ法 11 条 4 項	政令 19 条	
1 号 有価証券の売買 (対象外あり)の媒介	1 項	<ul style="list-style-type: none"> • 政令 19 条 1 項 1 号イ〜リに掲げる有価証券の売買が対象であることは【表 3】のとおり(政令 19 条 1 項 1 号) • 政令 19 条 1 項 1 号イ〜リの有価証券の売買のうち、次に掲げるものは対象外(政令 19 条 1 項 2 号) <ul style="list-style-type: none"> ✓ デリバティブ取引 ✓ 信用取引 ✓ 発行日取引(府令 6 条 5 項 1 号) ✓ 空売り(府令 6 条 5 項 2 号) ✓ 債券等の買戻条件付売買(府令 6 条 5 項 3 号) ✓ 債券等の売戻条件付売買(府令 6 条 5 項 4 号) ✓ 選択権付債券売買(府令 6 条 5 項 5 号)
2 号 取引所金融商品市場又は 外国金融商品市場における 有価証券の売買、市場 デリバティブ取引、外国 市場デリバティブ取引 (対象外あり)の委託の 媒介	2 項	<ul style="list-style-type: none"> • 政令 19 条 1 項 1 号イ〜リに掲げる有価証券の売買は対象 • 政令 19 条 1 項 1 号イ〜リに掲げられていない有価証券の売買及び政令 19 条 1 項 2 号に定める有価証券の売買は対象外 • 市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引は対象外
3 号 有価証券の募集もしくは 有価証券の売出しの取 扱い又は有価証券の私募 もしくは特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱い (対象外あり)	3 項	<ul style="list-style-type: none"> • 政令 19 条 1 項 1 号イ〜リに掲げる有価証券に係る有価証券の募集もしくは有価証券の売出しの取扱いは対象 • 上記以外の有価証券の募集もしくは有価証券の売出しの取扱いは対象外 • 有価証券の私募もしくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いは対象外
4 号 投資顧問契約(対象外 あり)及び投資一任契約 (対象外あり)の媒介	4 項	<p>投資顧問契約のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> • 政令 19 条 1 項 1 号イ〜リに掲げる有価証券の価値等(金商法 2 条 8 項 11 号イ)に関し助言を行うものは対象 • 上記以外の有価証券の価値等に関し助言を行うものは対象外 • 金融商品の価値等の分析に基づく投資判断(金商法 2 条 8 項 11 号ロ)に関し助言を行うものであって、政令 19 条 1〜3 項において禁止されない取引・取扱いに係るものは対象 • 金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関し助言を行うもので、上記以外のもの(政令 19 条 1〜3 項において禁止されるもの)は対象外
	5 項	<ul style="list-style-type: none"> • 投資一任契約のうち、投資判断(政令 19 条 1〜3 項に該当しない取引・取扱いに係るものを除く)に基づき投資を行うものは対象外



4. 保険媒介業務

政令 18 条は、金サ法 11 条 3 項の保険契約の締結の媒介において対象外となる保険契約を定める（その概要については【表 5】のとおり）。2 号の火災保険について、火災によって生ずる損害を対象としつつ、特約等により付加的に水害や風雪等によって生ずる損害についても併せて対象とする損害保険は対象外とされる火災保険に該当し得る（パブコメ 16、17 番）。また、不動産を目的に含む場合には家財保険として整理できない（パブコメ 19 番）。4 号の法人契約に関し、個人事業主が事業目的で保険契約を締結する場合も取扱対象外と規定されているが、かかる場合に該当するか否かは消費者契約法の解釈を参考に解釈される（パブコメ 22 番）。他方、団体の代表者や幹事が保険契約者となり、個人が被保険者となるようなレジャー保険は取扱対象となり得る（パブコメ 27 番）。5 号の団体契約に関して、住宅ローンの借入者に対して団体信用生命保険契約の被保険者となることを勧誘する行為は、保険媒介業務に該当せず、金融サービス仲介業の登録を受けることなく行うことができる（パブコメ 26 番）。7 号イに規定される金額に関してはパブコメ 33 から 42 番において以下の説明がある。なお、自動車保険については、仮に金額制限を満たすものがあれば取扱の余地があるように思われる。

- 一の保険契約者に係る一の被保険者について、その保険契約の保険期間内における保険金額の上限を規定
- 主契約によるものか特約によるものかにかかわらず、保険契約の保険期間内における保険金額の総額で判断
- 一の保険期間内に、保険事故の発生により保険金が支払われた後に保険金額の上限を減額せず、当初約定した保険金額を維持すること（復元）が慣行として行われる保険契約は、当初約定の保険金額の上限により判断

府令 56 条 1 項 3 号口の手数料について、同一の保険契約者が同一の保険契約を複数回締結する場合、その都度締結する保険契約の保険料の金額が 5000 円以下であれば媒介対象外から除外され取扱可能となる（パブコメ 118 番）。

【表 5】

政令 18 条		備考
1 号	特定保険契約	
2 号	火災保険	家財保険は対象
3 号	再保険契約	
4 号	法人契約	
5 号	団体保険	被保険者に対する行事の実施等に付随して引き受けられる保険契約は対象外（府令 5 条 1 項）
6 号	転換契約 基礎率変更権付の第三分野保険 （府令 5 条 2 項）	
7 号イ	次の保険金額を超える保険金を支払うことを約する保険契約 ・生命保険：1,000 万 ・損害保険：2,000 万 ・第三分野保険：600 万	ただし、年間保険料が 5,000 円以下の契約は除く（府令 5 条 3 項、56 条 1 項 3 号口）
7 号口	保険期間が終身の契約	

5. 電子金融サービス仲介業

電子金融サービス仲介業とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって府令9条に定める次の方法により行う金融サービス仲介業務をいう（金サ法13条1項6号）。

顧客から当該金融サービス仲介業者の提供するソフトウェアを使用する方法により当該顧客が締結しようとする金融サービス契約・・・に関する顧客の注文の内容の伝達を受け、・・・相手方金融機関・・・が定める方式（金融サービス仲介業者が金融サービス仲介業務に用いるソフトウェアと相手方金融機関が金融サービス契約の締結に用いるソフトウェアとの間の通信に係る方式に限る。）に従い、当該注文の内容を当該相手方金融機関に伝達する方法。

パプコメ71から73番によれば、以下のものが該当例とされている。

- ウェブアプリケーションやクラウドアプリケーション
- 第三者が開発し金融サービス仲介業者に提供したソフトウェア
- 金融サービス仲介業者と他の事業者とで共用されているソフトウェア
- APIなど、相手方金融機関が定めるソフトウェアとソフトウェアとの間の通信に係る方式に従って顧客の注文情報を伝達する場合

兼業規制

兼業規制は主たる兼業業務により異なる。これらの兼業規制は、一般的な登録拒否事由に加えて、業務の種別ごとに登録拒否事由として規定されている（金サ法15条4～7号）。

1. 預金等媒介業務を行う場合の兼業規制

(1) 保険会社が預金等媒介業務を行おうとする場合

兼業業務における取引上の優越的地位の濫用により顧客保護に欠けるおそれがないこと等が求められる。

(2) 主たる兼業業務として、貸付等を主たる業務とする者・クレジット業者・保証業者等以外の一般事業者が預金等媒介業務を行おうとする場合

事業向けの貸付等として実施できるものに制限があり、以下のような貸付等の媒介が認められる。

- 預金等担保貸付
- 上限1000万円の規格化された貸付商品（但し与信審査を行わないこと）

(3) 主たる兼業業務が貸付等を主たる業務とする者・クレジット業者・保証業者等が預金等媒介業務を行おうとする場合

上記(2)の事業向け貸付等の制限に加えて、個人向けの貸付等も以下のものに制限される。

- 預金等担保貸付
- 規格化された貸付商品（但し与信審査を行わないこと）
- なお、兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、預金等媒介業務に係る資金の貸付け等の媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面による同意を取得するなどの一定の措置が必要となる。

上記で、規格化された貸付商品とは、資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。貸付けの可否及び貸付条件の設定があらかじめ決められており、金融サービス仲介業者の裁量の働く余地のない貸付商品を取り扱う場合は上記兼業規制の対象とはならない（パプコメ62番）。「財務情報」は財務諸表の各勘定項目等の資金需要者の財務に関連するデータをいい、機械的処理が可能な情報であってもその全てが「財務情報」に該当するわけではない（パプコメ63番）。「機械的処理」として人工知能等を用いることが一概に否定はされていない（パプコメ68番）。

また、以下の行為そのものは審査への関与に該当しない（パプコメ66番）。

- 金融サービス仲介業務を行うに当たり必要な顧客の情報を金融サービス仲介業者が相手方金融機関に対して提供する行為
- 相手方金融機関が審査を行うためのシステムを構築して提供する行為



2. 保険媒介業務を行う場合の兼業規制

以下の者との兼業が禁止される。

- 保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者又はこれらの役員若しくは使用人（金サ法 15 条 5 号イ）
- 保険募集人（保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者の委託を受け、又は当該委託を受けた者の再委託を受けて、その保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者を除く。）又は保険仲立人の役員若しくは使用人（金サ法 15 条 5 号ロ）

なお、銀行等が保険媒介業務を行う場合については、金サ法 17 条 1 項及び府令 20 条において規律が置かれている。

3. 有価証券等仲介業務を行う場合の兼業規制

以下の者等との兼業が禁止される。

- 銀行等の預金取扱等金融機関（金サ法 15 条 6 号、政令 22 条 2 号、5 号から 9 号、11 号及び 12 号）
- 第一種金融商品取引業者及び登録金融機関の役員及び従業員（政令 22 条 4 号）
- 保険会社、外国保険会社等（政令 22 条 10 号）

4. 金融サービス仲介業と従前の代理、仲介、募集等を行う者との関係について

金融サービス仲介業と従前の仲介業の兼業については、分野ごとに兼業が禁止される類型が定められている（金サ法 16 条 3 項 8 号、政令 24 条）。

- 預金等媒介業務：銀行代理業者、銀行以外の預金取扱等金融機関に関する代理業者
- 保険媒介業務：保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人
- 有価証券等仲介業務：金融商品取引業者であって第一種金融商品取引業を行うもの又は金融商品仲介業者
- 貸金業貸付媒介業務：貸金業者

保証金

金融サービス仲介業者は、利用者に対する損害賠償資力を確保するため、保証金を供託しなければならないこととされている。基本的な保証金の金額は以下の通りである（金サ法 22 条 2 項、政令 26 条）。

- 事業開始の日から最初の事業年度の終了の日後 3 ヶ月を経過するまでの期間は、1000 万円。
- 2 年目以降の事業開始の日から当該事業年度の終了の日後 3 ヶ月を経過するまでの期間は、1000 万円 + (全事業年度の年間受領手数料) × 5/100 の金額（10 万円未満は切捨）。

年間受領手数料は、1 事業年度において金融サービス仲介業務に関して受領した手数料、報酬その他の対価を合計した金額であり、保険仲立人よりも料率が大幅に低いものの、上限額は設定されていない。

その他の留意点は以下の通りである（パプコメ 74 から 80 番）。なお、パプコメにおいても、保証金算定について、後述の情報提供義務等におけるサブスクリプションサービスとの組み合わせ等の関係については、明確な見解が示されていないように思われる。

- 兼業業務における手数料等と不可分である場合は、合理的な計算方法により算出する。
- 広告の掲載が金融機関からの情報を転載するにとどまるなど、金融サービス仲介業には該当しない場合には、受領手数料に含める必要はない。
- 具体的な商品の推奨・説明を伴うなど、金融サービス仲介業に該当する場合には、相手方金融機関から得た対価を受領手数料に含める必要がある。
- どのような手数料等を含めるべきかについては、手数料等の名目の変更等により保証金の額を不当に低くしようとしていないかといった点にも留意が必要である。
- 金融サービス仲介業務の顧客に対して、金融機関からの委託により取引時確認等を行ったことにより受領した手数料等は、基本的には金融サービス仲介業務に関して受領したものと判断される。

誠実義務

金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない（金サ法 24 条）。金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針（以下、「監督指針」という。）においても、金融サービス仲介業者が、顧客に対して誠実かつ公正にその業務を行うことが自ら果たすべき役割であることを認識し、金融サービス契約の当事者となる金融機関との間の委託関係・資本的関係・人的関係の有無にかかわらず、顧客に対して誠実かつ公正に行動しているかが主な着眼点として記載されている（監督指針 III-2-5）。

情報提供義務

1. 権限の制限に関する事項

金融サービス仲介業者は、顧客に金融サービス仲介業者の権限に関する事項の情報を提供する義務を負う（金サ法 25 条 1 項 3 号）。

府令 33 条 1 項では、相手方金融機関を代理して次に掲げる行為をすることができないことを明らかにしなければならないとしている。

- 金融サービス契約の内容の変更又は解除の申出を受けること（1号）
- 金融サービス契約の証書その他これに準ずる書面の発行（2号）
- 保険媒介業務を行う場合にあっては、顧客から保険契約に関する告知又は通知を受けること（3号）
- 保険媒介業務を行う場合にあっては、保険事故による損害を填補する責任があるかどうかを判断すること又は当該填補すべき額を決定すること（4号）

パブコメ上、金融サービス契約の内容の変更又は解除の申出等を伝達するなど、使者として単なる情報の伝達等を行うことは、府令 33 条 1 項 3 号に掲げる行為に該当しない限り、相手方金融機関を代理して同項各号に掲げる行為を行うことにはならないとの見解が示されている（パブコメ 81、82 番）。法令上は、金融サービス仲介業者が使者として伝達等を行う役割を担いつつ、金融機関の判断が必要な部分については金融機関が行うことを前提に、インターフェースを基本的に金融サービス仲介業者が担うことはかなりの範囲で実施できるのではないかと思われる。



2. 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令における追加事項

以下の事項等が情報開示事項として追加されている（府令 33 条 2 項）。

- 顧客が締結しようとする金融サービス契約につき顧客が金融サービス仲介業者に支払う手数料（報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、手数料と同種のものとして金融サービス契約に関して顧客が支払うべき対価を含む。・・・「手数料等」という。）の額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要（3号）
- 顧客が締結しようとする金融サービス契約につき顧客が相手方金融機関に支払う手数料等が相手方金融機関により異なるときは、その旨（4号）
- 投資助言業務の顧客に対し金融サービス仲介行為を行うとき（一定の期間における金融サービス仲介行為に係る手数料等の額が、当該金融サービス仲介行為の回数にかかわらず一定となっている場合であって、あらかじめ当該手数料等の形態又は額を顧客に対し明らかにしているときを除く。）は、当該金融サービス仲介行為により得ることとなる手数料等の額（5号）
- 金融サービス契約に係る相手方金融機関との間の資本関係及び人的関係並びに金融サービス仲介行為に係る委託契約の有無（6号）
- 金融サービス仲介業務に関し、顧客に対する情報の提供、説明及び書面の交付等についての金融サービス仲介業者と顧客が締結しようとする金融サービス契約に係る相手方金融機関の役割分担に関する事項（7号）

3. 顧客から求められた場合の対応

金融サービス仲介業務に関して当該金融サービス仲介業者が受ける手数料、報酬その他の対価の額並びに次の事項の開示を要する（金サ法 25 条 2 項、府令 34 条）。

- 業務の種別ごとに、当該金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引関係にある主な相手方金融機関の商号、名称又は氏名及び相手方金融機関から受領した手数料、報酬その他の対価（以下この号において「手数料等」という。）を合計した金額の総額に占める顧客が締結しようとする金融サービス契約に係る相手方金融機関から受領した手数料等を合計した金額の割合
- 当該金融サービス仲介業者が供託している保証金の額、締結している保証委託契約において供託されることとなっている金額又は金融サービス仲介業者賠償責任保険契約の保険金の額 2 年目以降の事業開始の日から当該事業年度の終了の日後 3 ヶ月を経過するまでの期間

パブコメ上は、以下の点に留意が必要である（パブコメ 85、86、94 番）

- 契約締結の時点ではじめて「顧客」になるわけではなく、その前段階の者であっても契約締結に向けた関係が認められる者は「顧客」に含まれる。
- サブスクリプションサービスと金融サービス仲介業務に係るサービスとが不可分に提供され、サービス全体の対価として支払われる手数料の切り分けが困難な場合は、サブスクリプションサービスの提供に係る対価も含まれることを明示した上で、「手数料等」の額として顧客に情報の提供を行うことが考えられる。
- システム利用料、情報提供料、広告料等でも、それが金融サービス仲介業務に関して相手方金融機関から受領するものであれば、手数料等に該当する。

金銭等の預託禁止

利用者保護の観点から、金融サービス仲介業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う金融サービス仲介業に関して、顧客から金銭その他の財産の預託を受け、又は当該金融サービス仲介業者と密接な関係を有する者に顧客の金銭その他の財産を預託させてはならない（金サ法 27 条）。密接関連者は、個人である金融サービス仲介業者の親族、法人である金融サービス仲介業者の役員又は使用人、親法人等又は子法人等、総株主等の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を保有する個人である（政令 30 条）。ただし、銀行が業として行う場合、銀行代理業者が銀行代理業として行う場合、資金移動業者が資金移動業として行う場合等は、顧客の保護に欠けるおそれが少ない場合として例外とされる（府令 46 条）。

パブコメ上は、以下の点に留意が必要である（パブコメ 101 から 106 番）。



- 金銭等の預託を伴わない債権管理のための連絡の取次ぎを行うことは可能。
- 金銭等の預託の禁止の適用除外となる業務の範囲内において、当該業務を兼営する金融サービス仲介業者が、顧客から代金等を収受し金融機関に引き渡すことや、金融機関からの委託を受けて顧客に対する支払を行うことは可能。
- クレジットカード会社が、金融サービス仲介業に関して顧客から金銭その他の財産の預託を受けることは想定されないものと考えられる。
- 金融サービス仲介業者が収納代行として金融サービス仲介業に関して顧客から金銭を収受することは、禁止される金銭等の預託に該当する。

人的体制

1. 預金等媒介業務

登録審査に当たっての留意点として、業務遂行審査に関し、法人の場合は、法令等の遵守を確保する業務に係る責任者を営業所又は事務所ごとに、統括責任者を主たる営業所又は事務所に、それぞれ配置しているかを確認するとされている（監督指針 V-2-3-1(1) 口）。

そして、特別預金等媒介行為（当座預金又は貸付等（預金等担保貸付及び事業用でない定型的な貸付契約で締結に係る審査に関与しないものを除く。）を行う場合は、これらの責任者又は統括責任者のうち最低 1 名は行為の内容に応じて以下の人員を配置する。

- 当座預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介
当座預金業務若しくは資金の貸付け業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であって、当座預金業務を的確に遂行することができる者と認められる者
- 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約（金サ法 11 条 2 項 2 号）の締結の媒介
資金の貸付け業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であって、当該業務を的確に遂行することができる者と認められる者

2. 貸金業貸付媒介業務

登録審査上の留意点として、常務に従事する役員のうちに貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者があるか、貸金業貸付媒介業務を行う営業所等ごとに貸付けの業務に1年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者が常勤の役員又は使用人として1人以上在籍しているかが挙げられている（監督指針VIII-3-1-2(2)②ホ）。

3. 有価証券等仲介業務

金融サービス仲介業者のために金サ法11条4項1号から3号の行為等（有価証券の売買の媒介等）を行う外務員については登録が求められる（金サ法75条1項）。日本金融サービス仲介業協会では、二種外務員資格試験等の合格、一定の研修を登録の要件として設定することを検討中である。

日本証券業協会の「協会の内部管理責任者等に関する規則」では、内部管理統括責任者、内部統括管理補助責任者、内部管理責任者、営業責任者の配置等について規定している。かかる規則では、一種外務員資格試験合格を受験要件とする内部管理責任者資格試験等の合格を要件としているが、日本金融サービス仲介業協会では、二種外務員試験等の合格、一定の研修等を内容とする現実的な要求水準を定めることについて検討中である。

4. 保険媒介業務

役員又は使用人に保険契約の締結の媒介を行わせようとするときは届出が求められる（金サ法74条）。また、生命保険協会、損害保険協会、少額短期保険協会において、それぞれの分野における試験を実施していることを踏まえて対応が必要となるため、日本金融サービス仲介業協会では、引受保険会社及び取扱商品に応じて、各協会の基礎的なレベルの試験の合格等を要件として設定することを検討中である。

他プラクティスグループのニューズレターも配信しております。配信を希望される方は下記メールアドレス宛にご連絡ください。
広報部宛 prcorestaff@aplaw.jp

※お名前、部署、役職をご明記ください。

また、下記の一覧よりご興味ある分野をお選びください。

【日本語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス
- ベトナムビジネス
- インドビジネス
- ロシアビジネス
- 再生可能エネルギー
- 農林水産
- イノベーション／テクノロジー
- その他（ご興味のある分野をご教示ください。）

【英語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス

執筆者



> [View Profile](#)

鈴木 由里

パートナー / 第二東京弁護士会所属
弁護士 / NY州弁護士
イノベーション・プラクティスグループ リーダー
E: yuri.suzuki@aplaw.jp



> [View Profile](#)

落合 孝文

パートナー / 第二東京弁護士会所属
弁護士
一般社団法人日本金融サービス仲介業協会
代表理事副会長
E: takafumi.ochiai@aplaw.jp



> [View Profile](#)

金久 直樹

パートナー / 第一東京弁護士会所属
弁護士 / NY州弁護士
ロンドンオフィス代表
E: naoki.kanehisa@aplaw.jp



> [View Profile](#)

谷崎 研一

パートナー / 第二東京弁護士会所属
弁護士 / NY州弁護士
E: kenichi.tanizaki@aplaw.jp

このニューズレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニューズレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、瀧美坂井法律事務所・外国法共同事業（「瀧美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も瀧美坂井もこのニューズレターの正確性を保証するものではありません。著者も瀧美坂井も読者がこのニューズレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニューズレターに依拠せずに瀧美坂井の弁護士にご相談ください。